

新宿区工事成績評定要綱

30 新総施営第 8055 号

平成 31 年 3 月 8 日

総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、優良受注者の育成等に資するため、新宿区が施行する請負工事に係る厳正かつ適正な評価（以下「工事成績評定」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総括監督員、主任監督員又は担当監督員 それぞれ新宿区工事施行規程（昭和 63 年新宿区訓令第 16 号。以下「工事施行規程」という。）第 17 条第 1 項の監督基準に定められた総括監督員、主任監督員又は担当監督員をいう。
- (2) 監督員 総括監督員、主任監督員及び担当監督員で構成された工事施行規程第 2 条第 4 号に規定する監督員をいう。
- (3) 検査員 新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）第 57 条に規定する検査員をいう。
- (4) 評定者 監督員及び検査員をいう。

(対象工事)

第 3 条 工事成績評定は、次に掲げる工事を対象とする。

- (1) 1 件の予定価格が 2,000 万円以上の請負契約に係る工事（総務部又はみどり土木部が所管し、又は施行（他部から執行委任されたものを含む。）するものに限る。）。ただし、単価契約又は特命随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は同項 9 号により行うものを除く。）によるものは対象外とする。
- (2) その他区長が特に必要と認める工事

(対象工事の周知)

第 4 条 区長は、工事成績評定の対象となる工事の請負契約の入札等に当たっては、当該工事に係る工事成績評定を行う旨を周知するものとする。

(工事成績評定の実施)

第5条 評定者は、対象工事の完了検査合格後、遅滞なく、次条から第9条までに定めるところにより、当該工事に係る工事成績評定を行うものとする。

(主任監督員及び担当監督員の評定の内容及び方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、工事成績評定表(第1号様式。以下「評定表」という。)の次に掲げる項目について工事成績評定を行う。

- (1) 基本的な技術力と成果の評価
- (2) 技術力の発揮
- (3) 創意工夫と熱意
- (4) 社会的貢献

2 前項の工事成績評定は、別に定める工事成績評定項目別評定表(以下「項目別評定表」という。)に従い行うものとする。

3 主任監督員及び担当監督員は、第1項の工事成績評定を行ったときは、評定表及び項目別評定表を総括監督員に提出し、その結果を報告するものとする。

(総括監督員の評定の内容及び方法等)

第7条 総括監督員は、前条第3項の規定により報告を受けた内容等を総合的に判断し、主任監督員及び担当監督員が工事成績評定を行った同条第1項各号に掲げる項目について工事成績評定を行うとともに、評定表の法令遵守等の項目について工事成績評定を行う。

2 前項の工事成績評定は、項目別評定表に従い行うものとする。

(検査員の評定の内容及び方法等)

第8条 検査員は、評定表の基本的な技術力と成果の評価の項目(施工管理に係る部分に限る。)について工事成績評定を行う。

2 前項の工事成績評定は、別に定める検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表(以下「検査成績評定表等」という。)に従い行うものとする。

3 検査員は、第1項の工事成績評定を行ったときは、検査成績評定表等を総括監督員に提出し、その結果を報告するものとする。

(評定結果の取りまとめ)

第9条 総括監督員は、第7条第1項の工事成績評定の結果及び前条第3項の規定により報告を受けた同条第1項の工事成績評定の結果を取りまとめ、工事成績評定報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)を作成し、工事成績評定の結果を記録するものとする。

(報告書の送付等)

第10条 総括監督員は、前条の規定により報告書を作成したときは、評価表を添えて総務部契約管財課長に送付するものとする。

2 総括監督員は、工事成績評価の結果を当該工事を主管する部長(工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。)に報告するものとする。

(結果の通知)

第11条 総括監督員は、工事成績評価の結果について、当該工事成績評価を受けた受注者に対し、工事成績評価通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(結果の説明)

第12条 総括監督員は、前条の規定による通知を受けた受注者から工事成績評価の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 受注者は、前項の説明に疑義があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(当該期間の末日が、新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了するものとする。以下同じ。)に、総括監督員に対し、評価の内容について書面による説明を求めることができる。

3 総括監督員は、前項の説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(結果の再度の説明)

第13条 受注者は、前条第3項の規定により書面により説明を受けた内容について疑義があるときは、区長に対し、工事成績評価の内容について書面により再度の説明を求めることができる。

2 前項の規定による再度の説明の要求は、前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

(再度の工事成績評価の実施)

第14条 区長は、前条第1項の規定による再度の説明の要求を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、評価者に対し、理由を付して再度の工事成績評価を行わせることができる。

2 前項の規定による再度の工事成績評価を行わせるか否かの決定を行うに当たっては、別に定める新宿区工事成績評価審査委員会の意見を尊重するものとする。

3 第1項の規定により行わせる再度の工事成績評価について、第6条から第11条までの規定を準用する。

(評定の修正)

第15条 総括監督員又は検査員は、前条第1項の規定により再度の工事成績評定を行うとき又は次の各号に掲げる場合のいずれかにより工事成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事成績評定を修正することができる。

- (1) 工事成績評定通知後、受注者に重大な法令違反等が判明した場合
- (2) 工事成績評定通知後、工事目的物に受注者の故意または重大な過失による隠れたかかしが判明した場合
- (3) 評定の錯誤等により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合

2 前項の規定により工事成績評定を修正する場合は、第6条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第11条中「第3号様式」とあるのは、「第3号様式の2」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による工事成績評定の修正をすることができる期間は、工事の完了検査に合格した年度の翌年度の4月1日から起算して、5年間とする。

(結果の説明の準用)

第16条 前条第1項各号の規定により修正した工事成績評定に係る再度の説明の請求手続きについては、第12条から第14条までの規定を準用する。

2 第14条第2項の新宿区工事成績評定審査委員会の意見を踏まえて修正した工事成績評定についての再度の説明の請求は、第13条の規定を準用する。

(修正後の工事成績評定の効力)

第17条 第15条第1項の規定により修正した工事成績評定は、当該修正に係る通知後、将来にむかっただのみその効力を生じる。

(優良工事の公表)

第18条 総務部契約管財課長は、評定の結果、成績が優良とされた工事について、工事件名、受注者名等を公表する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則(平成 30 年 3 月 8 日付け 29 新総施営第 804 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に契約を締結した請負工事については、新宿区工事成績評定制度の試行に関する要綱(平成 22 年 7 月 13 日付け 22 新総施営第 334 号)に基づき評定する。

附 則(平成 31 年 3 月 8 日付け 30 新総施営第 8055 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。